

## 障害福祉サービスの内容

サービスの種類		内容	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介助、その他必要な身体介護を行います。
		通院介護	通院時の介護を行います。
		家事援助	家事（調理、買い物、洗濯、掃除など）の援助を行います。
		通院等乗降介助	乗車前若しくは降車後の屋内外における移動や通院先での受診手続などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由があり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。	
	行動援護	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	
	重度障害者等包括支援	重度の肢体不自由者に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	
	短期入所 (ショートステイ)	介護する人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	
	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。	
生活介護	施設を利用する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。		
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。		
訓練等給付	自立訓練	機能訓練	身体障害者が、身体をうまく動かすことができるように訓練を行います。
		生活訓練	障害者が、地域での生活に困らないように自分で身の回りのことをする訓練を行います。
		宿泊型	居宅等の設備を利用して、日常生活能力を向上させる支援等を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に一定期間、生産活動やその他の活動、知識や能力向上のための訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
	就労定着支援	通常の事業所で雇用された障害者の就労を継続できるように、企業等と連携して支援します。	
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。	
自立生活援助	グループホーム等から一人暮らしを希望する方の生活力を補うために、相談に随時対応し定期訪問を行います。		
障害児通所支援	児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の手伝いや訓練を行います。	
	医療型児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の手伝いや治療を行います。	
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、授業終了後又は休業日に訓練などを行うデイサービスです。	
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活ができるよう手伝いを行います。	
地域生活支援事業	居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障害児に対し、居宅で児童発達支援を行います。	
	日常生活用具給付等事業	障害者が日常生活を送るうえで必要な用具の購入等の助成を行います。	
	移動支援	社会通念上、必要不可欠な外出や余暇活動などの外出をするときに、移動の介護を行います。	
	地域活動支援センター	障害者の日中活動の支援を行います。(生活上の相談、運動、レクリエーションなど)	
日中一時支援	家族に用事があるときなどに、短時間の支援を行います。		

※お問い合わせ先 役場保健福祉課 福祉係 (Tel : 7-5291)